

改正

平成29年9月28日規則第40号

大和市屋内こども広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用者登録)

第2条 条例第8条の規定により、利用者登録を受けようとするもの（以下「利用者登録申請者」という。）は、大和市屋内こども広場利用者登録申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、利用者登録を承認するときは、大和市屋内こども広場利用者登録決定通知書により、利用者登録申請者に通知しなければならない。

3 指定管理者は、利用者登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を承認しない。

(1) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのあるもの

(2) その他指定管理者が管理上その利用を不相当と認めるもの

4 指定管理者は前項各号の規定により利用者登録を承認しないときは、その理由を付して、利用者登録申請者にその旨を通知するものとする。

(利用者登録の取消し等)

第3条 指定管理者は、前条第2項の規定により利用者登録の承認を受けたもの（以下「登録利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を取り消すことができる。

(1) 条例又はこの規則に違反したとき。

(2) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

(利用者登録の変更等)

第4条 登録利用者は、登録利用者の登録事項に変更があった場合は、速やかに大和市屋内こども広場利用者登録変更申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 登録利用者は、指定管理者が別に定める方法により、利用者登録の更新を行わなければならない。

- 3 登録利用者が利用者登録の変更又は更新を行わなかった場合は、当該登録利用者の利用を停止することができるものとする。

(利用申請)

第5条 条例第8条に規定する有料施設（以下「有料施設」という。）の利用の承認を受けようとするもの（以下「利用申請者」という。）は、げんきっこ広場については指定管理者が別に定める方法により、保育室又は多目的室については大和市屋内こども広場利用申請書を指定管理者に提出することにより利用申請をしなければならない。この場合において、多目的室の利用の承認を受けようとするものは、当該申請書に大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）第2条第1項第1号又は第3号に掲げる公の施設（以下「利用施設」という。）の利用を承認されたことを証する書類を添えなければならない。

- 2 利用申請をすることができる期間は、次の各号に掲げる有料施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、保育室については、指定管理者が認める場合は、当該期間を過ぎて利用申請をすることができる。

- (1) げんきっこ広場 利用日の午前9時から利用の前（利用日の午後6時を限度とする。）まで
- (2) 保育室 利用日の1月以上前で指定管理者が別に定める日から1週間前まで
- (3) 多目的室 利用施設の利用の承認を受けた日から当該施設の利用の前日まで

- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、前項に規定する期間よりも前に利用申請をすることができるものとする。

(利用承認等)

第6条 指定管理者は、前条第1項の利用申請があった場合は、その内容を審査し、げんきっこ広場及び保育室については、指定管理者が別に定める方法により、多目的室については、利用を承認するときは大和市屋内こども広場利用承認通知書により、利用を承認しないときはその旨を利用申請者に通知するものとする。

(多目的室の利用時間)

第7条 多目的室の利用時間は、承認を受けた利用施設の利用時間で、午前9時から午後7時までの範囲内とする。

- 2 前項の利用時間は、準備及び現状回復に要する時間を含むものとする。

(利用の取消し)

第8条 条例第8条の規定により利用の承認（げんきっこ広場の利用の承認を除く。）を受けたも

の（以下「利用者」という。）が取消しをしようとするときは、利用日の前日までに大和市屋内こども広場利用取消申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大和市屋内こども広場利用取消決定通知書により利用者に通知するものとする。

（利用料金の納付）

第9条 利用者は、条例第10条第2項に規定する利用料金を、利用日当日に納付しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（利用料金の還付）

第10条 条例第11条に規定する利用料金の還付は、利用者が次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

（1） 利用者の責めによらない理由で利用できなくなったとき 利用料金の全額

（2） その他指定管理者が必要と認めるとき 指定管理者が定める額

2 利用者が前項の規定による利用料金の還付を受けようとするときは、大和市屋内こども広場有料施設利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、大和市屋内こども広場有料施設利用料金還付決定通知書により利用者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 定員を超えて入場させないこと。

（2） 職員が要求した場合は、利用者であることが確認できる書類等を提示すること。

（3） 承認された有料施設以外の施設、設備等を利用しないこと。

（4） 許可なく火気を使用し、又は危険物若しくは不衛生な物品を持ち込まないこと。

（5） 許可なく壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ちこまないこと。

（6） 所定の場所以外で喫煙又は飲食しないこと。

（7） 許可なく物品を販売しないこと。

（8） 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（9） 指定管理者の指示に従うこと。

2 前項の規定（前項第1号及び第2号を除く。）は、利用者の利用目的に応じて入場した者に準用する。

(管理上の入室)

第12条 多目的室の利用者は、指定管理者が施設の管理上特に必要があつて入室を要求したときは、これを拒むことができない。

(破損又は滅失の届出等)

第13条 利用者は、施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(利用後の点検及び報告)

第14条 利用者は、施設、設備等の利用を終了したときは、直ちに点検を行い、その結果を指定管理者に報告しなければならない。

(様式)

第15条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年11月3日から施行する。

附 則 (平成29年9月28日規則第40号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

別表 (第15条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市屋内こども広場利用者登録申請書	第2条
第2号様式	大和市屋内こども広場利用者登録決定通知書	第2条
第3号様式	大和市屋内こども広場利用者登録変更申請書	第4条
第4号様式	大和市屋内こども広場利用申請書	第5条
第5号様式	大和市屋内こども広場利用承認通知書	第6条
第6号様式	大和市屋内こども広場利用取消申請書	第8条
第7号様式	大和市屋内こども広場利用取消決定通知書	第8条
第8号様式	大和市屋内こども広場有料施設利用料金還付申請書	第10条
第9号様式	大和市屋内こども広場有料施設利用料金還付決定通知書	第10条